

令和8年度岩手県サービス管理責任者等実践研修実施要領

1 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ること。

2 実施主体

岩手県。ただし、一般社団法人岩手県社会福祉士会に委託して実施する。

3 対象者

岩手県内に所在する事業所・施設においてサービス管理責任者等として従事しようとする者で、以下の**いずれかに該当する者**

(1) サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了後、

本研修を受講するまでの5年間に、**相談支援業務又は直接支援業務に2年間従事した者**

(2) サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了

後、本研修を受講するまでの5年間に、**個別支援計画作成の業務に6か月以上従事し、**

その旨を指定権者へ届け出た者

※ サービス管理責任者等の要件は別添資料2のとおりですので、計画的に研修を受講してください。

(3) **平成30年度以前のサービス管理責任者等研修を修了し、令和5年度までにサービス管理責任者等更新研修を修了しなかった者**

4 日程等

別紙1 日程のとおり。

5 募集定員

150名。ただし、申込多数の場合には以下の基準により選考の上受講者を決定する。

【受講者の選定基準】

① 事業所内における優先順位

② 事業所におけるサービス管理責任者等の必要数及び研修修了者数

③ 申込順

※ 申込状況により、1事業所あたり1名の受講とさせていただくこともありますので予め御了承ください。

6 受講料

10,000円

※ 実践研修講義（10月29日（木））の受付で徴収する。つり銭の無いよう準備のこと。

※ 受講決定時点で受講料の支払いが発生する。研修の欠席等、受講者の都合による納付のキャンセルや返金は不可。

7 修了証書の交付

(1) 全課程（講義1日及び演習1日の合計2日間）を受講した者に修了証書を交付する。

(2) 欠席、遅刻、早退のあった者については、その後の受講継続は認めない。

(3) 研修態度が著しく不良と認めた場合には、修了証書を発行しない。

8 個人情報の取扱いについて

受講者の個人情報については、本研修及び研修修了者名簿作成・管理以外には使用しない。

9 受講申込方法等

(1) 提出書類

① 受講申込書 (別紙2)

※ 有資格者の場合は、証書等、資格の名称が分かる書類を添付すること。

② 返信用の長3封筒

※ 受講者1名ごとに住所と氏名(氏名の後には「様」)を記載し、110円分の切手を貼付すること。

③ サービス管理責任者等基礎研修修了証の写し

④ サービス管理責任者等研修修了証の写し

※ 3 対象者(3)に該当する者に限る。

⑤ 相談支援従事者初任者研修修了証の写し

※ 相談支援従事者初任者研修の講義及び演習の全日程を修了した者に限る。

⑥ 相談支援従事者初任者研修の講義部分受講証明書の写し

※ 相談支援従事者初任者研修の講義部分のみ受講した者に限る。

⑦ 実務経験(0JT)の期間を「6月以上(障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に10回以上従事)」に短縮した者である場合は、短縮に係る指定権者への届出書類の写し

(2) 提出方法

郵送

※ 郵送以外での提出は受け付けないもの。

(3) 申込期限

令和8年9月15日(火) 必着

(4) 受講可否通知日

令和8年10月1日(木)

※ 10月1日を過ぎても受講可否が届かない場合、下記問合せ先に連絡のこと。

(5) 申込・問い合わせ先

【事務局】

一般社団法人岩手県社会福祉士会

住所：〒020-0816 岩手県盛岡市中野二丁目16-1 SETビル3階A号室

電話：019(613)5505 担当：伊藤、遠藤

10 その他の注意事項

(1) 申込書類について

受講要件に該当しない場合及び選考の結果受講対象とならなかった場合でも、申込書類は返却しない。

(2) 事前提出課題について

ア 受講決定された場合は事前課題の提出を要するため、留意のこと。

※ 事前課題は、県公式ホームページ「トップページ＞暮らし・環境＞福祉＞障がい福祉＞事業者情報＞2 研修情報」に掲載予定

イ 事前課題に取り組む際は、ホームページに掲載している書類をよく確認すること。

記載内容に不備がある場合等については、受講を取り消すことがある。

ウ 期限までに事前課題の提出のない場合や受講者本人が作成したものではないことが判明した場合等は、受講決定を取り消す。

(3) 修了後に受講申込書への記載に虚偽があることが判明した場合は、修了を取り消す。

(4) 修了証は本研修を修了したことを証明するものであり、サービス管理責任者等として従事するための実務経験を満たしていることを証明するものではないこと。

(5) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方に係る実務経験要件を満たす場合には、両者の修了証の交付を受けることが可能であること。基礎研修において一方の修了証の交付しか受けていなかった場合でも同様。

(5) 演習当日の持参資料等については別途連絡する。持参資料等に不備があった場合には、受講不可とすること。